

第24回農業ワーキング・グループ
第23回産業競争力会議 実行実現点検会合（テーマ：農業）合同会合
議事録

1．日時：平成27年5月27日（水）14:57～16:55

2．場所：中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

3．出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）、岡素之（議長）、滝久雄、
林いづみ、三村明夫（主査）、橋本和仁

（専門委員）北村歩、本間正義、松本武、渡邊美衡

（政府）西村内閣府副大臣、小泉内閣府大臣政務官、井上内閣府審議官、
田中内閣審議官

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
山澄規制改革推進室参事官、岡本日本経済再生総合事務局次長、田中日本経済
再生総合事務局次長

（有識者）大泉一貫 宮城大学名誉教授

（農林水産省）経営局 奥原局長、渡邊農地政策課長
農村振興局 前島農村計画課長

4．議題：

（開会）

1．農地中間管理機構の現状について

（閉会）

5．議事概要：

山澄参事官 それでは、定刻より少々早うございますが、皆様おそろいでございますので、これより規制改革会議農業ワーキング・グループ、産業競争力会議実行実現点検会合の合同会合を始めます。

本日は、所用によりまして、規制改革会議の長谷川委員、田中専門委員が御欠席でございます。また、本日は、西村副大臣に御出席いただいております。小泉政務官が途中参加される予定でございます。

それでは、開会に当たりまして、西村副大臣から御挨拶をいただきます。

西村副大臣 民間議員の皆様方、お疲れさまでございます。本日は合同会議ということで、よろしく申し上げます。農水省の皆様、関係省庁の皆様もありがとうございます。

もう既に両会議からさまざまな御提案、意見を民間議員から出されておありまして、それについて農水省で非常に前向きに取り組んでいただいていると認識しております。その中

で特に今日は農地の集積、集約化についての重要なポイントである農地中間管理機構の現状、それから、今後、どういうふうに使っていくのかということでもありますけれども、集約化、集積が進んでいるところとそうでないところなど、都道府県によって相当ばらつきがありますので、この辺りをどのようにして進めていくのか。特に、今後10年間で全体の面積の8割を担い手によって利用されるようにするというKPIがありますので、これに向けて中間機構をしっかりと活用していくということだと思いますので、今日はその辺りの御議論をいただきまして、ぜひいい方向で進展していくようお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

山澄参事官 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は金丸座長の方をお願いしたいと思います。

金丸座長 それでは、早速、議題の進行に入らせていただきます。

本日の議題は「農地中間管理機構の現状について」でございます。

本日は、農地中間管理機構制度の所管省である農林水産省にお越しいただいております。農地中間管理機構の活動状況等についてお伺いしたいと思っております。

それでは、まずは農水省から御説明をお願いいたします。

奥原経営局長 本日もよろしくお願いいいたします。

お手元に資料1～4まで配付しているかと思しますので、それに即しまして御説明させていただきます。

中間管理機構につきましては、26年度が実質初年度ということになります。この3月末で初年度の実績がそれぞれ出ましたので、各県からデータをいろんな形で集めまして整理をしたものを作っております。

最初に資料1の1枚紙で全体の状況を見ていただきたいと思います。その紙の真ん中のところに赤い枠で囲ってございます。担い手の利用面積（ストック）と書いてございますが、全体の農地の中で担い手の方が利用している面積がストックとしてどのくらいあるか。農地全体に対する率が集積率ということで書いてございます。平成12年度は27.8%だったものが5年後の17年度には38.5%、平成22年度には48.1%ということで、大体10年間で3割弱のところから5割弱のところまで上がってきた。10年間で2割上がったということでございます。

一番下の備考欄に書きましたけれども、これは農政全体の方向性がかなり影響しております。特に平成19年から担い手に直接支払いを集中して実施するという方針を、17年の段階で公表しております。こういったことが相当効果を持ちまして、10年間で3割から5割のところまできているという状況でございます。

その後は毎年数字を掲げておりますが、平成22、23、24、25ときまして、この辺りは非常に担い手の集積が停滞をしていた時期でございます。ここに26年度から、この農地中間管理機構を含めて新しい農業政策をいろいろ展開しているわけですが、この26年度、

実際は27年3月末でどうなっているかというのを見てみますと、ここのところは担い手が使う面積が前の年に比べて6万haくらい増えておりまして、227万1,000ha。率にしますと、農地全体の50.3%ということですので、再び上昇を始めたということでございます。目標としている数字までいっているわけではございませんけれども、方向としては農地が集積する方向に向かい始めたということは言えるかと思っております。

その下の段ですけれども、農地保有合理化法人による移動面積（フロー）と書いてございますが、現在、この農地中間管理機構が新しい法律に基づいてできておりますが、多くの県では、従来ありました農地保有合理化法人、県によって農業公社とっておりますけれども、ここのところをいろいろ体制も強化しながら新しい形にして、これを中間管理機構として指定するというをやっております。そういう意味で前身になっている農地保有合理化法人と、今度改組されて機構になって、実質的にはどうかということはこの表で書いてございますが、従来は売買中心でしたけれども、売買とリースを合わせまして大体1万haくらいということでございます。括弧の中は内数で、リースの分だけを書いてございますが、リースだけ見れば2,000～3,000haといった状況でございました。

これが一番右側、農地中間管理機構に26年度から変わりました、27年3月末、1年間でのどのくらいの仕事ができただけかということでございます。中間管理事業、借り入れて転貸するというのが基本ですので、この1年間で借り入れた面積が2万9,000ha、借りた上で転貸するというのですが、このうち転貸しているものが2万4,000haということでございます。

それぞれ下に括弧書きが書いてございますけれども、今回のスキームは一筆ごとにやっていくというスタイルではなくて、基本的に農地の配分計画をつくって、これを県の公報に掲載する。公告をするとそれによって権利が移転するという仕組みでございます。この計画の公告までは3月の終わりまでに既にされているのですけれども、その中に権利の移転時期もそれぞれ書いてございますので、具体的な移転時期が4月以降にずれているものが中にございます。そういったものを含めたものが括弧書きの数字でして、これを含めると、借り入れたものが3万2,000ha、そのうち転貸をしたものが2万5,000haという状況でございます。

1つ右側にいっていただきますと、この中間管理機構は基本的にはリースでもってやるというのがベースでございますけれども、北海道等は農地の移動の半分ぐらいは売買で行われておりますので、売買も特例事業としてできるようになっております。この面積は買い入れたものが7,000ha、売り渡したものが7,000haということでございますので、その2つ合わせて、リースと売買含めて考えますと、中間管理機構に権利が移転したものが3万6,000ha、そこからさらに担い手に移転したものが3万1,000haという状況でございます。大体3万ha前後ということですので、従来の農地保有合理化法人の時代に比べますと、全体で1万haくらい動いていたものが3万くらいですから、これだけ見ると3倍。リースだけで考えれば従来2,000から3,000でしたけれども、これが3万弱ぐらいになっております

ので、これだけ見ると10倍ということでございます。

ただ、目標としておりますのは、現在、担い手が5割のところを10年間で8割にするということです。これは1年間にしますと、担い手のところに大体14万haぐらい移していくということになります。そういう意味では、1年間の実績もまだまだという状況でございますので、この機構を本格的に軌道に乗せるためにどうするか、そういったことをきちんと考えていかなければいけないということでございます。

これは概略でございますが、次の資料2を御覧いただきますと、県別に分析をした数字がいろいろ載っております。具体的な数字だけではなくて、表紙のところでございますけれども、この中間管理機構の活動状況についてのアンケート、これは市町村にも、担い手の農業者にもやっております。3つ目として、機構本体の理事長あるいは県の担当の部長の方に、この機構の事業についての自己評価というものもいろんな項目についてつけていただいております。今後の対策を考える上でこういったものが有用だと思っておりますので、これもあわせて御紹介したいと思っております。

まず、1ページを御覧いただきたいと思っております。このページは担い手への集積面積の状況ということで、10年間で担い手5割のところを8割にもっていく、その動きがどうなっているかということです。必ずしも機構を介したものではないものを含めて全体として担い手への集積面積がどうなっているかということはこのページでは整理しております。

一番左側が年間の集積目標面積ですけれども、これは県ごとに10年後の目標を立てていただいております。ばらばらに目標を立てられると困りますので統一的な考え方でやっております。従来の集積率、これを10年間で2.5倍にするということを基本にしながら若干の調整をしておりますけれども、これで県ごとに目標を立てていただいて、その1年分の数字を書いたものが左側の の欄でございます。一番下を見ていただきますと、これを合計すると、全国で14万9,000ha、1年間で動かすということになっているわけでございます。

それに対して、担い手の集積の実績ですけれども、 のところに書いてございますのは、1年前、26年3月末に担い手が使っていた面積がどのくらいか。それに対して は、1年経った今年の3月の時点で担い手が使っている面積がどのくらいかということでございます。

そうしますと、 と の差の分が1年間で担い手のところの利用ということで移った面積ということになるわけですので、この というところが5割から8割に向けて動いた数字ということになります。

一番下の全国計を見ていただきますと、これで動いたものが6万2,934haということになってまいります。ただ、ここで書いてあります集積面積は、例えば新たに認定農業者にその方がなったという場合、従来、担い手でありませんでしたので集積していなかったわけですが、認定農家になることによって担い手の利用ということに変わるというものもありますので、必ずしも農地が移動したものだけではないということになります。ですが、

担い手になっていただくというインセンティブがついているということは間違いありませんので、そういうものとして見ていただきたいと思います。

2ページでございます。ここが、正に機構が借り入れて転貸した面積がどのくらいかということで、一番左側の は先ほどと全く同じです。全国計で14万9,000haでございます。機構がこの1年間に借り入れた面積が 、 と書いてございますが、 は3月末までに権利が正に動いたもので、 は計画の公告はされていますが、権利移動は4月以降になるものも含めた場合どうなるかということです。基本的に、この3月末で権利が移動したもので見ておりますけれども、機構の借り入れた面積、これは全体の合計で見ていただきますと、2万8,822haを機構が借りたわけでございます。この中で機構が担い手の方に転貸した面積が でございますけれども、一番下を見ていただくと、2万3,896ha、これを機構が借りた中でさらに担い手に転貸したということになります。

重要なのはその次の というところですが、うち新規集積面積と書いてございます。これは要するに担い手5割から8割に向けてどれだけ貢献したかという数字が書いてございます。 、 のところは、機構が借りて転貸をしておりますけれども、従来、担い手がやっていた面積が一旦機構にきてまた転貸されるということもございますので、新たに担い手のところに移っていった面積が のところで、これが一番5割から8割に向けて意味を持つ数字ということでございます。このところの全体を合計して見てみますと、一番下で7,349haということになっておりまして、この のところの面積が一番左側のの県ごとの目標に対してどのくらいの貢献をしたのかということを書いたのが でございます。 / と書いてありますが、県別の目標に対してどれだけ5割から8割に向けて動いたかという数字でございます。

この の%をもとにしまして県別の順位をつけたのが一番右側の欄です。機構の寄与度に基づく順位ということで書いてございまして、数字を赤くしてあるところ、これは20位以内のところを一応赤く塗って見たということですが、1位が上から19番目のところの富山県です。2位が21番の福井県、3位が5番の秋田県という形になっております。この赤い数字のところを見ていただくと大体イメージがお分かりと思いますが、東北、北陸、中四国、この辺りで赤い数字、要するに20位以内になっているところが多くなっているという感じでございます。

ですが、こういう順位をつけてはみましたが、 のところの数字を見ていただきますと、目標に対する寄与度からしますと、一番いい県、富山県のところにつきましても26%ということでございます。ですから、全体としてまだまだ努力をしなければいけないという状況でございますので、2年目に向けてこれを軌道に乗せるためにどういう対策を講ずるか、これが非常に重要なポイントになってくるということでございます。

この関係で見ていただきますと、左側の43番というところに熊本県がございまして、熊本県はこれまで体制整備等が相当進んでいる県としていろいろ御紹介をしまいいりましたし、我々も熊本を講師として呼んで全県集めた研修会とかもやってまいりました。ですが、

数字のところは初年度についていきますとそれほど上がっている状況ではございません。これはやはり体制が整備されても農地が動くまでには、その地域の話し合いですとかいろいろなプロセスがありますので、ある程度時間をかけて評価をしなければいけないところもございます。現実には熊本の中では、200ha規模の新しい法人を1つ立ち上げて、ここに機構経由でもって農地を貸すという話も進んでおりまして、実は3月までにはそれができなかつたのですが、この5月、6月にかけてそれができるところもございます。そういう意味で、農地の話については体制整備と効果ができるまでに若干のタイムラグもあるということも考えながら進めていく必要があるかなと思っております。

3ページを御覧いただきますと、今度は機構から転貸したときにどういう人に貸しているのかということでございます。一番左側、(1)に書いてございますのが地域内の農業者ということで、次のページに地域の外の人が出てまいります。地域の中の方に貸しているのが非常に多くなっておりまして2万3,141haという状況です。この中、いろいろございますけれども、認定農業者がいます、その中を個人と法人に分けております。個人のところの面積を見ていただきますと、一番下が6,671ha、法人の方が1万4,725haということで、法人の方を中心にこういった転貸が行われているということが明確に読み取れるかと思えます。

4ページを御覧いただきますと、今の続きなのですが、真ん中のところに(2)で、地域外からの参入者というところがございまして。地域の外から入ってくる人にどれだけ貸しているかということですが、トータルの面積で746haという状況でございます。

5ページのところで、転貸による新規参入。機構から貸すわけですが、これによって農業に初めて入った、新規参入したというのはどのくらいあるかということですが、個人ですと一番下で87経営体、面積で46ha。法人の方が15経営体で22haというのが1年目の状況でございます。

右側の方ですが、ここは担い手の集積ということではなくて集約化を見ております。機構から借りることによってできるだけまとまった面積を使えるようになることが生産性の上では意味がありますので、この集約化の状況というものをしている。機構から転貸を受けた方、そういう農家の方だけを取り出して、機構から転貸を受ける前と転貸を受けた後でどういようになつたかということを見ております。平均経営面積がどのくらい変わったか、増えたかということですね。次に、右側が平均団地数。要するに、1つの団地というのは、例えば機械を道路に一旦上げないで効率よく使えるところですから、そういう意味では、団地の数は減っていく方がいいわけですが、その変化がどうか。1つの団地の平均経営面積がどうなつたか。これも大きくなる方がいいわけですが、そういう数字を見ております。これはトータルというよりも、個々に機構から貸した人の状況を見ていくミクロの分析でございます。

これを見ていただきますと、まずは平均経営面積。こここのところの一番下を見ていただきますと、これは機構から借りたことによって、当然トータルの面積は増えておりまして、

全国合計で見ますと13.2から15.3へ2 ha増えているということでございます。例えば一番上の北海道などを見ていただきますと、49.3から64.6ということで15.3ha増えているという感じでございます。

1つ右側、平均団地数。これはできれば機構から借りることによって団地がつながって団地の数が減る方がいいわけで、これは県別のところを見ていただきますと、変化のところにマイナスがついているところがございますので、そこはそういう意味で団地の数が減ったという効果を持ったところでございます。一番下のところ、全国の平均で見ますと、ここは0.5団地の数が増えたという状態でございます。

一番右側は、1つの団地の平均経営面積がどう変化したかということですが、これも一番下を見ていただきますと、1.7から1.9へ0.2haの変化ということでございます。こうした集約化の効果につきましては、2年目、3年目と積み重ねていきますと、ここのはいろんな効果が出てくるのではないかと考えてございます。

6ページのところは、機構が借りていてまだ農家の方に転貸できていないもの、そこがどういう状況になっているかという分析でございます。作業委託で管理をしている面積、これが一番下のところで4,926haでございます。この面積につきましても3月末の時点では機構が管理しておりますが、そう遠くないうちに農家の方に転貸する見通しは大体ついていると聞いているところでございます。

右側の方は条件整備。土地改良等の事業を実施しているところがあるかですが、これは後で出てまいります、初年度は土地改良事業と連携が必ずしも十分できていないところがございます、これについては土地改良を実施している途中のものはないという状態でございます。

7ページを御覧いただきますと、機構はリースだけではなくて買い入れと売り渡しもできるようになっておりますので、この面積でございます。特に北海道が圧倒的なシェアを持ってありますが、北海道では6,000ha前後、買い入れて売り渡しをする。この場合には先ほどのリースと違って、リースの場合には、借りて転貸しておりますので、常に間に中間管理機構が入っておりますが、買って売り渡しをしてしまいますと、もう中間管理機構は当事者の間から出てしまいますので、中間にはならないわけですが、6,000ha程度、北海道で動いている。全国各県少しずつ数字はございまして、一番下を見ていただくと、買い入れが7,378ha、売り渡しの方が7,114haという状況でございます。

8ページのところは機構の体制整備の状況を見ております。機構の役員の体制ですが、役員総数、一番下を見ていただきますと、566ということになっておりまして、1県当たり10人強の役員がいるという感じですが、法律の中では機構の役員の過半は経営能力のある人にするということが書いてございます。誰がその能力があるかの判断はそれぞれ任されているわけでありまして、そういうことに対しまして、我々の方からは、民間企業の経営者の方ですとか、あるいは農業法人の経営者の方ですとか、こういう方をできるだけ役員に入れていただいて、民間ノウハウを活用して、この機構を本当に

フルに動かしていただきたいということで従来からずっとお願いをしてきているわけですが、その方々がどのくらい入っているかということです。

左から2つ目のところで、民間企業の経営者の方、これがどのくらい入っているかといいますと、一番下、全国経営で見ていただいて36人。その右側、農業経営者の中でさらに法人経営、農業法人で経営されている方がどのくらい入っているか。これが一番下で23人。この2つを合わせまして59人ということですから、全体の役員の中で1割程度しか入っていないという状態でございます。

一番右側のところに、機構の理事長。これがどういう方かということ県庁の関係者が非常に多くなっておりますので、県庁の出身者、現役の県の部長等が兼ねている場合と、県庁のOBの方が理事長をやっている場合ということで印をつけてございます。そこを分けておりますが、一番下を見ていただきますと、理事長が県庁の現役の農林部長とかを兼ねているケースが13県。県庁のOBの方が機構の理事長になっている県が30県。合わせますと43県。47県のうち43県はそういう状態になっているということでございます。機構の理事長が県庁のOBの方でも一生懸命やっている県ももちろんありますので、人の問題ということになりますけれども、県庁中心のそれもOBのところが多くなっているのが現実であるということとは明確かと思えます。

9ページを御覧いただきますと、今度は機構の体制整備の(2)です。機構の職員の体制でございます。職員の数がどのくらいおられるかということで、それが本部に座っている方と支所なり現場に座っている方ということで分けております。一番下を見ていただきますと、機構の職員合計で690人、そのうち3分の2程度の方が本部にいらっしゃって、支所とか現場に配置されている方は3分の1ぐらい、253人という状況でございます。

次が右側、業務委託。ここは法律上県の認可を受けて業務委託できるということになっているわけですが、まず市町村でございます。市町村に対して業務委託の契約を締結しているところ、一番下を見ていただきますと1,178ということで、全体の市町村に対して75%ぐらいのところに対して業務委託が行われているということになります。

一方で、JAに対して委託をしているところはどのくらいかといいますと、締結数のところで299。全体の農協数が今700ぐらいですので、農協の44%ぐらいのところに対して業務委託が行われているという状況になっております。

一番右端、これは機構事業につきまして、各県ともモデル地域をつくって、そういうところを重点的にやりましょうという話をしてありますが、県ごとのモデル地域の数でございます。去年夏に調べたときよりはかなり数が増えておりまして、現在、全県を合わせますと1,495という数字になります。こういったモデル地域でどんどん成果を出していただくということが軌道に乗せる上で一つの重要なポイントかと思えます。

10ページのところは人・農地プラン。市町村が地域を幾つかに分けまして、その地域の農家の方々に来ていただいて徹底的に話し合ってもらって、その地域の農地をどういうようにするかということ話し合ってもらって決めていただくという取組でございます。これがきち

んと動きませんとまとまった農地が出てくるということになりません。今回の機構につきまして、出し手が不足しているという話が随分報道されておりますけれども、潜在的にはこれだけ高齢化が進んでおりますので出さなければという人は随分いらっしゃるわけなのですが、ぼつぼつと出てこられても借りる方からすると困るわけですので、地域でまとまった面積を機構に貸していただくということを進めていくためには、この地域の話し合いは不可欠であると思っております。

その状況ですけれども、一番左側は人・農地プランをつくる予定になっている地域の数。これは市町村の中を幾つかに分けておりますので、全国では1万4,351の地域で人・農地プランをつくらうという話にはなっているのですけれども、既に作成済みの地域、ですが、これが1万2,860で、つくらうとしている地域の90%でございます。

その右側で のところですが、このプランについては一度つくっておしまいではなくて、毎年話し合いの場をつくって見直しをしてくださいということをお願いしております。1年経てば皆さん1歳年をとりますので、去年は自分で農業ができたけれども、今年は無理だと、あるいは来年無理だという話になってまいります。それを契機に話し合いを進めていって、どんどん担い手のところに農地を集めるということを決めていただくということで、毎年見直しをお願いしておりますが、26年度に見直しを行った地域がどのくらいあるかといいますと、 の一番下のところですが、7,882ということで、全体の68%という状況でございます。

その右側ですけれども、この人・農地プランをつくるときにプランの中で農地中間管理機構を活用しようという方針を書きいただいているところがどのくらいかというのを見ております。これを見ていただきますと、地域数で7,182、割合でいきますと56%ということ。半分強のところはプランの中に機構を活用するという方針までは抽象的には書いてあるということになります。

今度はその右側、 ですけれども、ここは今の の中で、近い将来、農地の出し手になる人が誰であるかという固有名詞がプランの中にリストでついている。このAさんという人は近いうちに農地の出し手になりますよと、AさんというBさんという名前のリストが載っているというところがどのくらいあるかということですが、これが一番下、3,640の地域で、率にしますとプランをつくったところの28%。

さらに、その右側 ですけれども、この中でさらにAさん、Bさんという出し手のリストがあって、それぞれの人について具体的に機構に貸しつけの希望がある人に をつけるというところまでいっているところがどのくらいあるかということでございます。これが2,642で21%という状況でございます。

11ページのところは協力金の基金の造成額でございます。

まず、 のところで、これは出し手の方に対する補助金でございますけれども、26年度の補正予算までで出したものが全体で453億。この中で、これまで26年度、要するに今年の3月までに交付をしたものが80億円という状況で、執行率は18%という状況でございます。

残りの金は県の基金のところに残っておりまして、無駄に使われているわけではございませんので、2年目以降きちんと有効に使っていくということでございます。

12ページのところからは、機構にしましてアンケート調査をやったものでございます。市町村と担い手の農業者の方。この担い手は法人の方ですとか、大規模な家族経営でいる地域で指導しているような方々、こういう方々にやっております。

いろいろありますのでポイントだけ見ていただきますが、13ページを御覧いただきますと、これは市町村向けのアンケートでございます。一番右側の3番のところ、現場で農家のコーディネートをして農地をAさんからBさんに持ってくる。こういう現場のコーディネート活動をする職員の体制が十分であると思えますかというように市町村に聞きますと「いいえ」というのが全国計で80%ぐらいという数字になります。

14ページを見ていただきますと、5番のところ、あなたの市町村の人・農地の状況ですとか、こういうものを機構の方がきちんと把握して仕事をしていますかということをお聞きしますと、これも「いいえ」が76%という状況でございます。

17ページの14番、ここのところで、市町村に対して機構の事業が軌道に乗っていると考えますかということをお聞いておりますが、これだと「いいえ」になっているところが一番下の計を見ていただきますと8割を占めるという状況でございます。

18ページのところでは、同じく市町村に、あなたの市町村の人・農地プラン、これは市町村が人・農地プランをつくることになっておりますので、このプランについて本格的な、要するに農地を動かしていくようなプランになっていきますかということをお聞いております。

は、その市町村の多くの地域で本格的なプランになっている。は、全部ではないのだけれども、市町村の中の一部の地域では本格的なプランになっている。は、ほとんどないというのを見ていただきますと、一番下で、多くの地域でというのが26%、一部の地域ではなっているというのが34%で、本格的になっていないという答えが40%という状況でございます。

18番のところ、あなたの市町村で人・農地プランを農政の中でどう活用していますかと聞いておりますが、農地の流動化だけではなくていろいろ活用しているというのが。農地の流動化に活用しているというのがですけれども、一番下を見ていただきますと、この2つを合わせて43%ぐらいですので、半分以上のところはうまく活用できていないという状況にとどまっております。

19ページのところからは、今度は指導農業士、農業法人という担い手農家の方に対してアンケート調査をやっておりますが、これもポイントだけ見ていただきますと、21ページのところでございます。7番というところで、農家の方に機構の事業が軌道に乗っていると考えますかというように伺っておりますが「いいえ」の方が76%という状況でございます。

22ページの10番で、農家の方が住んでおられる地域の人・農地プラン、これが本格的な農地を動かすようなプランになっていきますかということをお聞きしますと、の方、なってい

ないという方が75%という状況でございまして、市町村が人・農地プランをつくっておりますが、市町村の見方よりも農家の見方の方が厳しいということが見られるかと思えます。

23ページからは、機構の理事長、県の部長に対して、自己評価をしていただいて、その結果をつけております。自己評価ですのである程度いい方向に出てくることに当然なりませぬけれども、いろんな項目について点検をしていただくという意味も含めて、この自己評価をやってまいりました。これと実績を重ね合わせれば、これはもう一回考えていただかなければいけないということになりますけれども、特に見ていただきたいのが、23ページの です。機構の運営について民間の経営ノウハウの活用ができていくかということでございます。Aはできているということなのですけれども、BとCのところには色がついておりまして、Bが多いわけですね。ここについては、県としても、機構としても、民間ノウハウの活用は十分まだできていないのだという答えが非常に多いという状況にはなっております。自覚はあるということです。

24ページのところで真ん中に がございます。現場でコーディネートに当たる職員の体制が十分かということについては、これは十分ではないというように思っている方々が機構でも県でも8割ぐらいいらっしゃるという状態でございます。

これが1年目のデータ、アンケート調査等の結果でございます。

次に、資料3を御覧いただきたいと思いますが、以上の初年度の状況を踏まえまして、この機構をきちんと軌道に乗せていかなければいけませんので、そのための方策を整理したものが資料3でございます。幾つか問題点が大きくございますけれども、まず、1ページの左側の上のところで書いてございますのは、この中間管理機構が従来の前身でございます農地保有合理化法人の時代から意識が大きく変わっていないということでございます。お客さんが来るのを待っている不動産屋ではなくて、自分から地域の将来の姿を描いて動き回るデベロッパーになってくれということを従来ずっとお願いしておりますけれども、この自覚が十分できていない。それにふさわしい役職員の体制にもなっていないということでございます。

(1)にありますように、役員の状況は先ほどのような状況で、このままでは に書いてございます民間のノウハウもきちんと活用できません。先ほどの自己評価でも活用がうまくできていないというのが機構でも県でも5割ございました。

次のページにいきまして(2)ですけれども、現場でコーディネートをする担当者の配置。これは必ずしも機構の職員というだけではなくて、委託先の市町村とか、そういったところも含みますが、この配置が必ずしも十分ではない。

(3)で、結果として機構が軌道に乗っているとは言えないという状況でございます。

前の1ページに戻っていただきますけれども、ここをどうするかですけれども、右側の方で機構、各都道府県の抜本的な意識改革、それと役職員等の体制整備を求めていくということが必要だと思っております。各県で真剣に取り組んでもらう必要がございますので、この初年度の実績については各県の状況をランクづけして、1位から47位までつけました

が、これはもう既に公表いたしました。このランクづけは毎年度実施したいと思っております。公表しますと、隣の県と比べてうちが何で劣ったのかという話にも当然なっておりますので、こういうことも必要だと思っております。

ですけれども、各県と機構に対しましては、2年目、27年度に確実に軌道に乗せていただきたいという要請を当然するわけですが、抽象的に言うだけではいけませんので、2年目までにきちんと実績を上げた県については、いろんな施策、特に予算の配分等につきましている配慮をするということもきちんと検討していきたいと考えております。

でございますけれども、この機構に対しまして役員体制。特に法律では役員の過半は経営能力のある人にするというのは書いてございますので、もう一回法律に則した役員体制の再構築をお願いするということで、新しい役員をもう一回決めていただいた上で、その体制のもとで2年目の活動方針を決めていただいて、役員名簿とともに公表していただくということを要請したいと思っております。

は現場で動く人の体制ですが、質と量と両方ございますが、十分な体制を整備していただいて、これも公表していただく。

ですけれども、担い手の農家の要望にきちんと応えた仕事をしていただかなければいけませんので、担い手の農家なり、あるいは新規参入の希望者、これは企業も含めてですが、こういう方との定期的な意見交換をやっていただいて、その結果もガラス張りに公表していただくということを要請したいと考えてございます。

3ページを御覧いただきたいと思いますが、大きな2点目でございます。市町村がやっております人・農地プラン、地域の話し合いですけれども、これがまとまった農地を機構に貸し出す方向でなかなかうまく進んでいないところが多いということでございます。(1)に書いてございますように、地域の話し合いが十分行われていない。人と農地を結びつけて、農地を動かすようなプランになっていないということが非常に多いということがございます。

4ページを見ていただきますと、左側の(2)ですが、機構や県が各市町村でやっている人・農地プラン等の状況を必ずしも十分把握できていないという問題というのもございます。それと、(3)で、出し手に対する補助金制度は仕組んでおりますけれども、これが必ずしも地域の話し合いなどに有効に機能していないという部分もあるのではないかと思います。

3ページに戻っていただきますが、軌道に乗せるための対策としまして、右側の2番ですけれども、人・農地プランの本格化を含めて地域の農家の話し合いを着実に進める。機構がまとまった農地を借りられるように出し手の掘り起こしをやっていくということでございます。

そのために市町村、農業委員会の真剣な取組が重要ということになりますので、市町村ごとに人と農地の状況。例えば人・農地プランがどういうようにできているとか、担い手への集積がその市町村でどのくらい進んでいるのかとか、こういったデータを県が調査

して毎年公表してもらおうと思っております。

は従来市町村が話し合っ、人・農地プランをつくる時には固有名詞でAさんからBさんに農地を移していくというのを書くのが基本的なパターンだったのですけれども、中間機構ができましたので、今後は自分が耕作できなかった場合には機構に貸しつけるということをちゃんと合意していただいて機構に貸す出し手の方のリストをつくっていけばいいわけですので、このことを目指すようにきちんともう一回要請をする。

で、市町村の段階でも担い手農家の方との話し合いをきちんとやっていただく。

で、流動化の機運が乏しいところについては、農家に対するアンケート調査もちゃんとやっていただいて、危機感を共有するところから始めましょうということも書いてございます。

4ページの のところで、今回の農業委員会法の改正で農地利用最適化推進委員ができることとなります。これが設置をされれば、この方々は正に農地の出し手の掘り起こしや耕作放棄地の発生防止をやることとなりますので、この方々をどんどん活用して仕事を進めていくということでございます。

(2)は、市町村段階で人・農地プラン等をやっていただきますけれども、機構がそれを丸投げではいけませんので、機構の方は現場の状況をきちんと把握して、適切に進行管理をするということは必ずやっていただくということでございます。

(3)は、出し手あるいはその地域に対する補助金ですけれども、これは県の使い勝手をよくするような、補助金の上限は当然設定しますけれども、その範囲でそれぞれ使うところの県の自由度を高めるような見直しを検討したいと考えてございます。

5ページは農地の所有者が農地の貸しつけに踏み切れない。これは従来からある根深い問題ではございますけれども、これが必ずしも解消できていないということでございます。左側の(1)にありますように、今回の機構は、飽くまで土地の所有者から見て貸す先は機構でございます。公的なセクターですので賃料は必ず払われますし、耕作放棄地になってしまう心配もないということで、この点のPRをきちんとして、踏み切っていただくということなのですけれども、担い手の方にはこのスキーム、十分浸透しているかと思いますが、特に出し手の方々、既に土地持ちの非農家になっている方もいらっしゃいますし、高齢の方々もいらっしゃいますので、ここまでの浸透は必ずしも十分ではないという側面がございます。右側の方で、ここのインセンティブを強化するために県知事ですとか機構の理事長が前面に立って自分を信頼して貸してくれと。一部の県で既にやっておりますが、こういうPRを全県で進めていただくというのが1つでございます。

左側の(2)は、自分が耕作しなくても人に貸すことには抵抗感があるという問題でございます。ここにつきまして右側の方で、これは2年チャレンジをして実現できていないのですけれども、税制の面で手当てをする。固定資産税などの農地に係る負担につきまして、耕作放棄地の場合にはその負担を大きくするといった仕組みを実現したいと思っております。

左側の(3)ですけれども、中には転用を期待して土地を貸すことについてためらうという方もいらっしゃると思います。右側で、これは規制改革会議の方から、昨年からいただいておりますが、農地の転用利益を地域農業に還元する仕組みについての検討を進めるということにしております。現在、農村振興局の方で検討会を行っております、28年度中を目途に中間取りまとめの予定でございます。

6ページ、4番でございますが、中間管理機構と農地の整備事業、土地改良事業ですけれども、これとの連携が十分ではないという問題が一つございます。これはタイミングの問題がございまして、26年度の予算の配分につきましては、実質上は前の年、25年11月ぐらいまでに大体終わっておりまして、機構が立ち上がったのは26年3月以降でございますので、この機構が各県で立ち上がった時点では配分は大体終わっていたということがございます。そこで、右側の方ですが、連携をきちんとつくらなければいけませんので、で、去年の10月段階で私の方と農村振興局長の方と連名で通知を出しております、この予算については中間管理事業のモデル地区を優先的にやるという通知を出しております。その結果、括弧に書いてございますが、27年度は公共予算の中で3割ぐらいが機構絡みの地域に配分されるという見込みでございます。は公共とは別に非公共の形で27年度からは機構だけを対象に簡易な基盤整備、例えばあぜをとって大きな区画にするといったことができるような事業が仕組まれておりまして、100億の予算は、正に今年度は機構が中心となって活用するというところでございます。

7ページのところ、5番でございますけれども、これは従来から御議論いただいております農地利用の電子地図のシステム。これが従来整備されておりましたが、右側でございますように、この4月に第1フェーズのシステム開発が完了いたしまして、既にインターネットで全国どこからでも無料でこの情報が見られるようになっております。資料4が農地情報システム、インターネットでどういうものが見られるかということでございますけれども、これができましたので、各市町村段階で農家の話し合いをしたりするとき、この地図をベースに話し合いを進めることが非常に容易になりました。このシステムができたことをプレス等にもPRしておりますが、さらに大きくPRをして、関係者の関心を高めて進めていきたいと考えております。

8ページ、6番、その他でございますけれども、これは従来からずっと各県や機構に申し上げてきていることなのですけれども、優良事例は徹底して横展開いたしますので、今回も各県から優良事例を集めております。これは優良事例集をつくって公表もしますし、いい事例については全県集めた研修会もやりたいと思っております。

(2)は、引き続き各県と機構に対して要請をしたいと思っておりますけれども、機構という法制度と予算措置と地域の話し合い、この3つをうまくリンクをさせてもらうということが必須でございます。

それとデベロッパーの意識を持って機構が動き回るという体制をつくっていただく。特に現場でコーディネートする職員の質と量を充実させる。

また、推進の仕方として、従来から4つアプローチがあるということを言っておりますが、各地域の人と農地の状況。特に話し合いをしていただいて進めていくのが基本なのですけれども、耕作放棄地が多いところであれば当然外から担い手を連れてこなければいけません。そういった現地の状況からアプローチをする。イとして、受け手の方は公募制をとっておりますので、この公募に手を挙げた新規参入企業あるいは若い方を含めて、この受け手のニーズに徹底して対応する。

9ページにまいりまして、ウとして、大きい法人経営等の場合には、今、使っている農地を、利用権を交換することによってまとまった面積にするということも当然ありますので、こういったニーズにも徹底して対応するということ。

エとして、先ほどの土地改良事業をやるときには、これを軸として中間管理機構をうまく活用する。こういったことを引き続きお願いしたいと思っております。

(3)は、担い手に各種の施策を集中するという方針を堅持しておくことが農地の流動化を進める上で基本でございますので、これはきちんと堅持をしながら、さらに機構を軌道に乗せるようにいろいろな手だてを講じていきたいと考えているところでございます。

資料4は説明を省略させていただきます。

以上でございます。

金丸座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。

初めに、産業競争力会議の農業の三村主査より御意見を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

三村主査 農水省から非常に詳細かつ具体的な御説明をいただき、ありがとうございます。初年度の実績では3万haということで、KPIを達成するためには14万haが必要だということからすると、現状は不十分であり、これ自体は残念だと思っておりますが、本日、農水省から詳細かつ具体的な現状評価もなされ、幅広い見直し案も迅速に提示されたことは、PDCAサイクルに従った政策の点検、見直しが機能しているということの意味いたしまして、これについては高く評価したいと思っております。

農地中間管理機構を軌道に乗せるためには、これまでに例のないような取組が必要であり、本日晒された見直し案を強力に進めていただきたいと思っております。特に、農水省からも提案のありました農地への税制のあり方を検討することは極めて重要だと考えております。農地の集積・集約化については、小手先の見直しでは実現せず、税制措置による強力な動機づけを与える必要があるのではないだろうかと思っております。具体的には、農地の貸出しが不足している現状においては、農地中間管理機構への貸出しを促進する観点から、税制面において、まず耕作放棄地の負担を大きくする仕組みをつくるとともに、2番目として、農地中間管理機構へ貸し出した農地の課税の減免など、ぜひ政府全体として取り組んでいただきたいと思っております。

また、農地中間管理機構につきましては、政府全体の取組として引き続き農林水産業・

地域の活力創造本部での評価もお願いしたいと思います。

私からは以上であります。

金丸座長 ありがとうございます。

では、浦野座長代理、お願いします。

浦野座長代理 どうもありがとうございました。

私も三村さんと全く同様に感じておりました、非常に詳細なアンケート、それに基づく方策ということでいい話を聞かせていただいたと思っております。そんな中で、あえて自分なりの整理も含めてお願い事をしたいと思うのですけれども、この2年半、規制改革で農業の問題をいろいろやってきて、今ある農地を減らしていいという議論は1つもなかったわけです。皆さん、今ある農地をきちんと使っていくべきだと。そのことが今回3月に新しい食料・農業・農村基本計画ができました。その中で、言葉は違っていましたけれども、食料自給力という形の中で日本の潜在的な農業生産力を守るのだと、こういうことははっきり政策として出てきたわけです。これは言葉が違いますけれども、我々は規制改革会議の思いと全く一緒だと思うのです。今こういった耕作放棄地になっているところも含めて、これを1つは農業を活性化という意味で新規参入をしようとしていらっしゃる方々に借りやすくしてもらおう。もう一つは、担い手への集中、大規模化、分散錯圃の解消といったことを含めて、その中でがらがらぼんをしていくという、この2つの側面が非常に重要なわけです。

これを各県の機構が本当に理解されているのかということが、先ほどのアンケートを含めた中にはっきりと出てきていて、中でもがっかりしたのは、役員の構成のところでは相変わらずという言い方は失礼かもしれませんが、JAの方々、もちろん経験豊富な方もいらっしゃるので一定の数は当然必要だと思いますが、JAの関係者の方が圧倒的に多いわけです。これは少し考え直していただいて、各地域に民間のノウハウを持った方々はいっぱいいらっしゃると思いますので、ぜひここは改めて役員構成から変えていっていただきたいなと思っています。

そういう中で、先ほどの目標を達成していくという意味で言ったときに、私は一番極端にラジカルに言ってしまうと、農地法が所有権を前提にしてやっていますので、ここが本当は使用権みたいな形で変わっていけば、今回の問題というのは全部変わっていくと思うのです。そこになかなか手をつまむのは容易ではないということもあると思いますけれども、実質的に使用権というような形にしていこうと思うと、先ほど三村さんもおっしゃったように、補助金でだめだったら今度は税金でということも含めて、経済政策の実現のために税の果たす役割というのは非常に大きいと思います。単に負担の平等がとかそういうことではなくて、経済政策推進のためにとるべき税制はとるのだということで、この耕作放棄地になってしまっている人たちに対する税金ということは本当に強く考えていただきたい。

もう一つは、心理的に土地を貸す人、貸したくないという部分があるのだというお話、

実際地方を回ってみて、そのとおりだと思うのですが、それ以上に、特に今回も神奈川とか千葉の数字を見ると、全く動いていないわけです。こういったところが転用期待といった部分になること、これも間違いありませんので、御検討いただいているようですが、ぜひ転用した場合の利益については、地域農業の還元ということを合理的な範囲内でいろいろ知恵出しをしていただきたいと思います。と思っています。

この資料3の方策については、全面的に私も賛同するところが多いものですから、ぜひとも前に進めていただきたいと思います。

金丸座長 ありがとうございます。

では、橋本議員、お願いします。

橋本議員 大変しっかりとしたデータで、いろいろ考えさせられることが多い御説明でした。私がおそらくショックを受けたのは、奥原局長の御説明にもありましたけれども、以前この会合で説明を受けてすばらしいと思った熊本県が数値的には結果が出ていないことです。本当に驚いて、見間違ったのではないのかなと思ったぐらいでして、やはり体制だけではだめなのだと、当然なのだけれども痛感したわけです。

一方で、1位の富山県とか、2位の福井県、3番目の秋田県といったところを見ますと、理事長は実は県庁現役の人とOBの人となっており、それ以外の構成を見ても、特段民間から多いとかというのは見えません。そうすると、OBだからだめとか何とかはだめというよりは、本当にやる気のある人が入っていることが重要なのだなというのが1つ見えるところのような気もいたしました。

いずれにしても数値が低いわけですから、一番の原因は純粋にデータだけから考えますと、農地を出す方のインセンティブがないというのがポイントなのだと思うのです。三村主査がおっしゃったことそのとおりで、やはりこれはインセンティブをしっかりとつける、逆にいうと、ディスインセンティブという意味で税金も含めて踏み込まないと、絶対動かないという気がいたします。そこはこういうデータがあるので強く迫る必要があるのではないかなと思いました。

あわせて、構成等も一律に考えるより、本当にやる気のある人しっかりと選んでもらうようなことが大切で、一律な指示を出すよりは、個別にしっかりと見ていく必要があると思いましたので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

以上です。

金丸座長 奥原さん、今お三方の御指摘があったのですけれども、お答えいただけますでしょうか。

奥原経営局長 税制のところはいろいろ御指摘いただきまして、それを糧にして我々頑張って政府内でも調整をさせていただきたいと思っています。

農林水産業・地域の活力創造本部での評価は当然行っていただくこととなりますので、当然そこでも御説明させていただきます。

役員構成の話ですが、先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、今の状況は民間

ノウハウが活用できている状況では全くないと思っております。1人や2人入るというだけでは進みませんので、ある程度チームのような形でノウハウのある方に入っていただく。特に、ノウハウと言っておりますのは、現場の人の動かし方なのです。地域でもってコーディネートする人たちをうまくサポートして、こうやれば全体がうまく進むという進行管理がちゃんとできるかどうかというところが民間ノウハウの一番活用しがいのあるところだと思っておりますので、そういう意味で、去年もコンビニエンスストアの方に来ていただいて研修会をやったりもしています。ですが、必ずしも各県の機構がうまく動いているわけでもありませんので、ここはチームで入れるようなことを含めて、これはいろんな団体にもいろいろ御協力をいただかなければいけません、できるだけそれができるような体制を考えていきたいなと思っております。

農地法の話がございましたけれども、現在の農地は所有が中心という形ではございません。21年農地法の改正の中で、リースで自由に企業が参入できるというようにしましたので、今の農地はどちらかといえばリースの方が基本で、所有の方は制限が一部残っているという位置づけに我々はなっていると思っております。中間機構もそれを前提に借りて転貸する。この間に中間管理機構が入ることによって、常に機構がいますから、次第にまとまった面積を担い手が使えるような状況をつくっているということでやっておりますので、このリース中心に物事は我々進めているつもりでございます。

転用の話は後ほど農村振興局の方から御説明いたします。

本当にやる気のある方がやっていただくということが非常に重要でございます、県庁のOBの方が理事長になっている県でも本当に一生懸命やっている県もあります。我々もいろいろ意見交換をさせていただいて参考になることもいっぱい言っていただくようなところもありますので、本当に人の能力があるかないかということをよく見ていかなければいけませんので、一律に県庁の人がだめだとか、そういう話では全くない。県庁との連携も当然必要ですし、本当に民間のノウハウが活用されてやる気のある方が本気でもって取り組む体制をどうつくっていくか、それを真剣に検討していきたいと思っております。

税金の話は先ほど申し上げましたように、真剣に検討するつもりでございます。

金丸座長 ありがとうございます。

転用の話をお願いします。

前島農村計画課長 転用利益の関係でございますけれども、浦野委員の方からお話ございました。4月3日に第1回の検討会を開きまして、その場で委員の方々からさまざまな御意見を頂戴いたしました。ポイントの1つといたしましては、先ほど正に委員おっしゃったように、財産権に対する制約を検討することになりますので、合理的なものと言えるのかどうかということがポイントになるかと思っております。委員の先生方からも、そもそも転用利益とは何なのか、転用期待とは何なのかですとか、それを吸収するということに、どういう手法があるのかですね。あと、転用利益とは何かというようなことを調べるときに、人の意識というものを正確にしっかりと拾っていかねばいけないという

ようなお話もございました。こういったことの議論を通じて転用利益をどうやって吸収するのかということにもつながっていくと考えております。

さまざまな御意見をいただきましたし、これからさまざまな調査ですとか、いろいろな他の制度との調べものなどもしていかなければいけませんけれども、しっかりとした中身になるように検討してまいりたいと思っております。

金丸座長 ありがとうございます。

それでは、林委員、お願いします。

林委員 ありがとうございます。

資料3をベースに質問させていただきたいと思います。

まず、5ページの3の(2)のところでございます。先ほど来、固定資産税などの農地に係る税負担について、耕作放棄地の負担を大きくする仕組みを検討するという点について、各委員からもぜひそうすべきだという御意見が出ておりましたし、私自身も、この税制の見直しをやらなければ、中間管理機構を通じた今回の農業改革の政策も全うできないのではないかと危惧しております。もし、政府内でどこか反対するところがあるのであれば、一体どこがどんな理由で反対されているのか、そこをはっきりさせてぜひこの70年ぶりの農業改革の重要性を勸告して政府で議論を進めていかなければいけないと思っております。

遊休農地については、税率を上げる。中間機構に貸せば税をゼロにする、ないしは減税するといった「めり張り」をきかせなければ、結局、農地流動化の大きな阻害要因となっている転用期待も解決しないまま、補助金を受けて細々と自分の食べる分ぐらい耕すだけの、農地を効率的に利用しない状態が続く形になってしまいますので、この税制の仕組みの検討をまずは進めるべきではないかと思えます。

そして、ただいまも御紹介がありました農水省内での転用期待についての対策の検討会でございますが、資料3の3ページには28年度中を目途に中間取りまとめの予定とあります。これはいかにも遅うございます。ぜひ27年度内を目途に検討を加速していただきまして、本格的な道筋をつける取りまとめをお願いしたいと思います。今、一生懸命、改革に取り組まれておられます、一寸先は闇でございます。来年、再来年の間にこの大事な改革が骨抜きになってしまわないように、今こそ取りまとめを急がなければいけないのではないかと思えます。

戻りますが、資料3の1ページ目。今回、中間管理機構を軌道に乗せるために、資料2のような調査をしていただき、ランクづけもしたということです。ランクづけとしては、資料2の2ページの一番右端の「機構の寄与度に基づく順位」という列で読み取れますが、やはり各指標、例えば民間ノウハウを持っている役員がどのくらいいらっしゃるのかとか、その他の実績など、いろいろな指標でのランキングの組みかえをしたり、指標同士をひもづけして分析し、制度の実効性のために反映していけるような、そういった整理をできるかという点も思っております。資料2は紙媒体なので、できればウェブサイトでは「北海道」

にカーソルを合わせたらほかの数値も出て、指標ごとにランキングが出るような形にしていただけないかと思います。

あとは役員体制についてです。実際のところ、中間管理機構法の4条の2号の「役員の大過半数が経営に関し、実践的な能力を有するものであると認められること。」という定めが、余りにも抽象的過ぎたので、相変わらず民間の方が1割にも届かない状態にとどまっているのではないかと思います。もし、ここまでの文言しか条文に書き込めないということであれば、より実質的な、「経営に関し実践的な能力を有する者」とは何かという指針を示して、各機構に対して、役員構成を改めていただくことが必要ではないかと思います。

アンケートのとり方についても、アンケートというのは御案内のように、アンケートの質問紙をどのようにつくるかで結果はいかようにもなってしまいう部分がございます。

残念なのは、資料2の23ページ、 の「機構運営への民間の経営ノウハウの活用」というところには、「役員に経営ノウハウのある民間人を入れているか、入っていないか」という質問肢はないのです。そもそも一人も民間人を入れているかどうかという点をまずチェックする質問をして、それと他の役員構成や実績とひもづけできるようにするべきではないかと思います。

いずれにしても、「経営に関し実践的な能力を有する者」というものが農協出身者ではないということが明らかになるような整理の仕方をしていただけないと、相変わらず現状は変わらないのではないかと思います。

最後に、これは前から申し上げているのですが、やはり今回、中間管理機構をつくった以上は、既存の同じ目的でありました農地利用集積円滑化団体などは、もう整理すべきではないか。看板のかけかえはいけないけれども、看板を並べておくのはもっと紛らわしいし非効率でありますし、新しい政策の障害にもなると思いますので、その点も御検討いただけないかと思います。

以上です。

金丸座長 ありがとうございます。

では、岡議長、お願いします。

岡議長 皆さんがいろいろおっしゃられたことと重複するかもしれませんが、この農地中間管理機構をつくる議論の過程で、多くの関係者の間に、競争力のある、魅力のある、若い人が入ってくるような農業にしなければ、農業そのものがなくなってしまうのではないかという共通の危機感がありました。そういう意味では、農地中間管理機構が成功するかしないかによって、今後の日本の農業がどうなるかという大きな岐路に立っていると思うのです。絶対に成功させねばならないという思いで、奥原局長はじめ、皆さんやっただけだと思っておりますけれども、今日、軌道に乗せるための方策をいろいろ聴かせていただきました。

三村主査を含め、いろいろな方がおっしゃっているのですが、インセンティブとディスインセンティブを、できればドラスチックにつけてもいいのではないのか。極論す

ると、農地を持っているだけで出さない人に対してはディスインセンティブを与えるというような、あるいは、借入れもいつまでも続くと思って、じっと持っているという人もいるかもしれないから、例えば何年たったら借り上げないというようなことも場合によってはありうるのではないかと。今現在の制度としては、農地保有者が貸しますよと言ってきたら機構側が100%応じなければいけない制度になっていたと理解しているのですけれども、場合によっては、何年かたったら、自動的に借り上げるとは限りませんよと。例えば、3年ごとに賃料がどんどん下がっていきますよとか、これはアイデアの一つとして申し上げているのですけれども、言いたいことは、この政策に協力して、早く貸し出してくれる方には相当なインセンティブを与え、そうではない方に対してはディスインセンティブを、かなりドラスチックにやったらどうかという思いがするということが一点目であります。

もう一点は、中間管理機構の責任者は、たしか各都道府県の知事さんだっただけだと思えますが、知事の方々には、もう少し積極的に中間管理機構の政策が成功するような形で動いてもらわないといけません。アンケートの結果では、どういうわけか、知事ではなくて、担当部長の自己評価になってしまっているわけなのだけれども、知事自身がこの現状をどう見ているのか、どうしようとしているのかというような形で、機構の活動状況に関する知事の責任について、もう少し明確にして活用すべきではないのかという意見です。

金丸座長 ありがとうございます。

では、本間専門委員、お願いします。

本間専門委員 御説明ありがとうございました。4点ほど申し上げたいと思います。

初めに、機構の評価に関してですが、アンケート等でいろいろ見えてきているところはあるのですが、今回のアンケートは機構の当事者に近い人たちへのアンケートということで、現場の声がなかなか見えていないという気がしています。

特に、機構を使わずに権利移動されている農家さんがあると思うのです。これはどれくらい把握されているかわからないのですけれども、機構を使わずに権利移動した人たちの機構を使わなかった理由、そうしたことに対する調査というのが必要なのではないかと。アンケートでもいいのですけれども、そういうことが第1点。

第2点は、人・農地プランの活用が進んでいない。人・農地プランを法制化して機構とリンクさせるということについて、我々は一昨年相当に議論したところですが、あのときには特に借り手といいますか、受け手のところでの人・農地プランについて焦点を当てて議論したわけですが、出し手についてこれほど認識が低く、なかなか実際人・農地プランを通じては出てきていないということはどう評価されるのかということについてお聞かせ願えればと思います。

3番目、三村主査初め税制の活用について意見があったわけですが、優遇税制されているということの意味というのは、農地が公共的な目的を持ち、公共性があるのだということの裏返しだと思うのです。したがって、食料を効率的に生産することによって使われていない農地につきましては、そこは公共性を果たしていない、公共的な役割を果た

していないということで、優遇税制を外すべきだと思います。つまり、農地の公共性等について説得して税制の見直しということをおわせてやっていく必要があるのではないかと気がしております。これは意見です。

4番目に、機構の自覚を促す、あるいはさまざまな形で頑張れというメッセージは聞こえてくるのですけれども、やはりメッセージだけではだめなので、つまり、精神論だけではだめで、今いる機構の人たち、機構の中の人たちに具体的にどういうアメとムチとありますか、何らかの施策を持っていかないと、頑張れ頑張れだけでは解決しない問題だと思います。1つは、モチベーションとしてはランキングだとかということがあるわけですが、その辺りについて、頑張れ頑張れを促すための具体的な施策等をお考えなのかどうか、お聞かせください。

以上です。

金丸座長 では、ここで一区切り御回答いただけますでしょうか。

奥原経営局長 まず、林先生の固定資産税の問題ですけれども、この2年間、我々、税制改正要求を出してやってまいりました。それは耕作放棄になったら固定資産税を上乗せして、農地中間管理機構に貸した場合には固定資産税が通常よりも安くなるという話で2年間やったのですけれども、与党の税制の調整の中で、最終的にこれが通りませんで実現できていないという状態です。固定資産税ですから、担当省庁は総務省ということになるので、基本的な税制の理論として、固定資産税は、土地の評価はもちろんあるのですけれども、その評価に対してかける税率は基本的に同じであるという、その差をつけることがいいのかという基本論のところは終始するような展開をしまして、決着がまだついておりません。ここでの議論を踏まえさせていただいて、3年目、きちんと結論を出すようにやっていきたいと思っております。

ランクづけの話ですけれども、今回ランクづけしたのは、正に先ほどの機構が使うことによって5割から8割に増えた分、これが県ごとの目標に対してどれだけの貢献をしているかという率でもってランクをつけたわけです。このほかに体制とかでも順位をつけようかとも思ったのですが、順位を出したときに受けとめる方がどう受けとめるかというのはなかなか難しいところがありまして、体制整備、例えば民間人が入っているからうんと進んだかということも必ずしもそうでないところもあって、逆に県庁のOBの方でも本当に一生懸命やっているところもあって、なかなかこの体制のところをつけるというのは難しいなと考えております。1つの項目だけで、例えば民間役員の人数で順番をつけるだけならニュートラルにやればできないことはないのですけれども、最終的に5割から8割に向けてどれだけ貢献したかというところで見ないといけないのではないかと。最後、うまく成績がよくなればそれはそれでいいわけですので、いろんな工夫をしていただいてやっていくという意味において、そちらの方が進めやすいのではないかなということで、今回はそこでのランクづけにしているということでございます。

役員体制の話は、法律上確かに過半は経営について実践的な能力がある人と書いてあり

まして、これをどういうように解釈するかはある意味現場に任されているわけなのですが、その結果がこういう状態ですので、うまく指針がつかれるかどうかはございますが、これから幾つかの県との意見交換の場とかもいろいろつくろうと思っていますので、そういうことも含めながら、うまく誘導できるのであれば、そういう指針をつくることも含めて検討させていただきたいと思っております。

既存の円滑化団体等々の整理をどうするかという話は、機構の法律をつくるときからここで随分御議論いただいたテーマだと思います。そのときの結論として、中間管理機構の法律に附則がついていて、機構ができてから5年間たったところで見直しをする。そのときは、関連する制度全体について見直しをするという整理になっております。今の段階で26年度に円滑化団体等でどのくらい農地が動いたかの実績がとれておりません。今後、そういう数字もとりながら、ここについてはきちんと検討していきたいと思っております。

岡先生からいただきました若い人が入ってくるようにしなければ、というのは正にそのとおりでして、実は、本日は国会の衆議院の農林水産委員会では、農協法の審議をしているのですけれども、対政府ではなくて、参考人を呼んで午前、午後の質疑をしております。この中で若い農業者の方も来ていただいておりますが、その方も中間管理機構をきちんと軌道に乗せて、自分たちが本当に必要な農地がきちんと借りられるようにしてほしいという強い声も出ておりましたので、農家の方々から中間管理機構は物すごく期待されている。これはもう間違いない事実だと我々思っておりますから、とにかく絶対に成功させる。10年間で5割から8割にする。そのための主要なツールとして機構が機能するということにしていきたいと思っておりますので、御指摘のように、インセンティブとディスインセンティブのところをきちんとつけて、これが進むように考えていきたいと思っております。

機構は貸したいという人が来たら必ず借りるかということ、必ず借りるとまでは法律の中には書いてありません。ここはぼつぼつと小さい面積が来ても担い手に貸しようがなくなってくるところがありますし、借りる方の担い手もそれでは困るところがありますので、ここは実務上そういう希望があったときは、まずリストにしておいて、そこをできればその地域はまとまって話し合ってもらって、まとまった面積を出してもらおうようにうまく進めていくのが一番いい方策なのです。したがって、必ず借りるとはなっておりませんが、早く機構に貸さないとうまくいかなくなる。これもディスインセンティブの一つだと思いますので、こういうものも含めてよく検討させていただきたいと思っております。

知事に積極的に担ってもらおうということは極めて重要で、熊本県の事例を各県にいろいろ紹介しましたので、ほかの県でもこういう取組が結構増えております。新聞広告などを打ったりというところも出ていますので、こういう取組はどんどん進むように仕向けていきたいなと思っております。

各県が機構の仕事が軌道に乗らないと自分のところの農業はよくなるのだと思っていただかないといけません。そういうように思っただけでいる県とそうでない県とまだあるような感じですので、全ての県でそう思っただく、要するに、これが農政の一

番基礎にある政策だと、これをまず軌道に乗せようと思っていただけるように、こちらも十分働きかけをしていきたいと思っております。

本間先生からございました機構を使わずにやっているところ、これはまだ十分な調査ができておりませんのでこれから調査をいたしますけれども、幾つかの県に個別に電話等で聞いていることからしますと、機構の方の使い勝手の問題というのは若干あるということでした、1つは、手続に少し時間がかかるというのがあります。これは法律の中で書いてありますけれども、農地の配分計画を機構がつくった上で県庁が認可することになっております。この認可手続というのが1つあります。

また、一度計画をつくって、まず縦覧に供するというのが法律の中に書いてありまして、2週間縦覧に供することとなっています。このために少し時間がかかっているということもある。どうも見てみますと、平均的に見ると、中身が決まってから、つまり誰から誰に農地を移していくのだというこのところが決まってから計画をつくって公告を出すまでに2か月ぐらい平均ではどうもかかっているようで、従来のやり方より少し時間がかかっているのではないかと思います。ここの工夫がどこまでできるかも含めて検討したいと思っております。

もう一つ、現場で聞こえてくるのは、借り入れる期間です。これは必ずしも法律の中で何年で借りるということは決めておりませんし、国の方からも一律にこうしろとまでは言っていないのですけれども、目安は10年ぐらいですねという話はしておりまして、10年にしているところが多いのですけれども、10年が長くて貸しづらいという声も実は聞こえてきます。これがいいことかどうかはあるので、借りる方からするとある程度安定的に使えないと意味がありませんので、ここは兼ね合いが難しいところではありますが、ここは現場の意見も聞きながらよく検討したいなと思っております。

人・農地プランで出し手が出てこないことについての評価をどう見るかということですが、この人・農地プランは飽くまで地域でまとまっていたいただいて、高齢化がこれだけ進んでいますので、5年先、10年先、放っておいたら、その地域で耕作放棄地が増えてしまいますよね、であれば、自分たちの農地をどうするか今から考えていきたいと思いますというのがベースなのです。そうやって話し合っていたいただいて、まとまった面積をこの際機構に預ける。自分が利用するとしても機構経由でもって別の区画を使うということも含めて、こういうところまで持っていくのが人・農地プランの1つの目的でございます。人・農地プランは政府が最初に出した法律には書いてありませんでしたが、国会での議論の過程で最後修正されて、人・農地プランの話し合いのプロセスは法律の中にも入っておりますので、ここのところがきちんと軌道に乗るようにしていかなければいけないと思いますので、ここはさらに力を入れていきたいと思っております。

農地についての優遇税制というお話がございましたけれども、固定資産税についてそれがあるわけではありません。農地として評価されたところは同じように同じ率をかけて固定資産税が通っておりますので、この優遇税制が仮にあれば、耕作放棄したところで優遇

をなくすというやり方があるのですけれども、そういう話になっていないので2年間税制の問題が突破できていないということでございます。

機構にきちんと自覚をしてもらうためにはメッセージだけではだめだというのはおっしゃるとおりでして、そのために資料3の1ページの のところ、右側の方ですけれども、2年目は軌道に乗せるように要請するというだけでなく、実績を上げた県について、各般の施策について配慮する仕組みを検討すると言っているのは、ここできちんと成果を出さないといろいろデメリットも出るかもしれませんよと、うまくいけばメリットもあるかもしれないしと。こういうことで各県に本気になっていただくようなメッセージを発することを狙っております。これを具体的にどうするか、これからよく検討していかなければいけませんけれども、そういうつもりで考えているということでございます。

転用の話は農村振興局から御説明します。

前島農村計画課長 先ほど林先生の方から28年度中に中間取りまとめというのはいかにも遅いのではないかとのお話がありました。私たちももちろん急いで検討しなければいけないお話だとは思っておりますけれども、一方で、先ほども申し上げましたように、いろんな御意見、検討会でも出ましたし、合理的な中身。要するに、どこの部分に一体吸い上げるべき転用利益というのがあるのかというようなことをしっかり見ていかないと、必要な税制要望ですとか、その後の議論に続いていかないのかなと思っております。今の状況からすると、期限を例えば27年度末というように区切って検討するのが果たしていいことなのかどうかというと、なかなかそう簡単には話は進められないのかなと思っております。ゆっくりやるという意味ではございませんけれども、しっかり議論していくためにも期限を余り急がずに、拙速に陥らないように検討していく必要があるのかなと考えております。

林委員 お答えはよく分かるのですけれども、所有権についてのドグマチックな話をしていたら絶対にらちが明かないと思います。この問題点、所有権の問題自体はもう何十年来変わらないわけでございますから、全体としての政策的なニーズを考えた上で農地法としての農地のあり方をどう考えるかということで議論する上では、1年というのは決して長くはなく、この中でまとめることは可能であると思います。ぜひ慎重にということではなく、農業政策の大転換をするラストチャンスとして、緊急に必要なのだということを踏まえて議論していただけないかなと思います。

金丸座長 頑張っていたきたいと思います。28年度中といっても、28年度の始まってすぐでも構わないので、ぜひ御検討いただければと思います。

松本専門委員、お願いします。

松本専門委員 ありがとうございます。

先ほど来より熊本県の話がいっぱい出てきて、私、地元ですので、この際全部いろいろお話しさせていただこうと思うのです。私の正直な担い手の立場、いわゆる土地利用型の担い手の立場でいえば、熊本県の間管

理機構は相当一生懸命頑張っているという印象は持っています。問題は、熊本以外の農業者の方とも情報交換をやっている中において、一番のこの問題のガンは、市町村だと思えます。余りにも市町村の意識が希薄で、先ほど局長の方から高齢化が進むということは厳然たる事実であるから、地域の皆さんによくよく考えてくださいねということで人・農地プランを出しているのですが、これは地域で考えるという問題よりも、市町村がもっと本格的に一步前に出て議論して、地域の皆さんにこのままでは大変なことになるということ認識させるべきだと思います。

できれば、当然、そういうシミュレーションのやり方なり何なり、計算方法でも何でもいいと思うのですが、農水省の方でそういうテンプレートを用意して、あなたの市町村における担い手の高齢化は5年後、10年後、どうなりますよと。担い手がちゃんとこれでカバーできるのかということを目覚めさせないと、多くの担い手の皆さんが口をそろえて言うのは、市町村が余りにもぬるい、サボタージュしている。だから、農水省と県が一生懸命どんなにやっても、市町村のぬるさを早急に是正すべきですね。

あと、担い手へのアンケートではなく、やはり対面調査をやっていただいて生の声を聞いていただくべきだと思います。全部の担い手にヒアリングをするというのは到底無理だと思いますので、特に土地利用型でかなり農地を必要としている大型の農業法人なり何なりを10件程度洗い出して対面調査を行えば、本当の意味でどこにずれがあるのかというのが私はあぶり出しがで出てくるのではないかと思います。

それとあわせてですけれども、農水省の中に中間管理機構に関する担い手の声を聞くホットラインというのを設けていくべきではないかと感じます。それと、出し手、地域に対する交付金の補助金の話が先ほど出ておりますけれども、これは私ども県の農業法人協会の会員さんとかともいろいろ情報交換する上においては、ほとんど市町村からアナウンスされていない。これは熊本県に限らずほかのところも全く同じで、要はここがボトルネックになっているというのがありますので、人・農地プランをより効率的に、いわゆるターボチャージャーのように中間管理機構をさらに動かすためには、非常に有効な措置だと思いますが、やはりボトルネックを徹底的に是正させて、県のランクづけというよりは、私は市町村のランクづけの方がよりはっきりあぶり出しができると思いますので、ぜひ県をランクづけするのであれば市町村もランクづけしていただければと思っております。

以上です。

金丸座長 ありがとうございます。

それでは、西村副大臣、お願いします。

西村副大臣 私の地元でもいろいろ議論しても、人・農地プランというか、地域をどうしていくかというのをみんなで真剣に考えています。みんな分かっているわけです。あそこの家はもう草刈りもできなくなっているお父様と、息子さんは東京に行っているし、後はどうするのだろうなということを言っているし、それは多分市役所の人には地域に散らばって住んでいますから大体分かっているはずなのですけれども、なかなかそこから先が進

まないので。そこは強力にぜひ市町村に対して働きかけをしてもらって、相当インセンティブ、メリハリ、アメとムチをつけてもらって促していく。地域で、まず、この地域をどうするのだというところを考えると、実は担い手は誰もいないということに気付くところは多いのではないかと思います。若手がいるところは、若手は自分でやろうとところがありますから、それはそれで自分たちでやっていけばいいのですけれども、もうどうしようもないところはみんなでまとまって機構に貸し出すという働きかけを、県を通じて、ぜひ強力にやっていただきたいなと思います。農地中間管理機構を使えば、こんなにやれるんだという市町村のいい事例を、横展開していただきたいなと思います。

もう一点は、民間の人の活用が本当に少なく、三十数人しか役員に入っていないということですので、意識のある県庁のOBがいるところは進んでいて、そうでないところは進まないというところで左右されているのだと思いますけれども、田舎でも、自分たちの地元をどうしていくのか、それは商工業だけではなくて農業も含めてどうするのだと考えている意識のある人はいますので、そういう人たちや商工会議所などに協力してもらいながら、いい人にぜひ入ってもらっていただきたいと思います。先ほど言われたように、1人で入っただけでは難しいですけれども、リーダーシップのある人が何人かで、この地域の農業はこうやろうと、あるいは農商工連携も非常に熱心にやっている人もおられますので、企業で言う社外取締役のような感覚で、外から来て農業が専門家でないにしても民間の発想で、マネジメントも含めてやれる人に入ってもらって、どんどん市町村の意識も変えてもらうことも含めてやってもらうことをぜひ期待したいと思います。

金丸座長 それでは、お二人からの問題指摘に対してお答えいただけますか。

奥原経営局長 市町村の話ですけれども、市町村の話は極めて重要だと我々も思っています。今回の対応策に書いてあるもの、1番は県と機構の話ですが、2番のところに書いてあるのは市町村や農業委員会の話ですので、この両者がきちんと連動しないと成果は上がっていかないと考えております。

うまくいっている県は機構が何をやっているかという、機構の理事長が市町村長のところを回るようなことを中心にやっているのです。市町村長に本気になってもらうための働きかけを機構がやっている。ここと連携しながら仕事ができるようになると成果が上がるというような感じだと思いますので、市町村が極めて重要だということだと思います。

人・農地プランをつくる時には市町村が一步前に出るというのも御指摘のとおりです。市町村が問題意識を持たなかったら、人だけ集めてみてもいいプランができるわけがないので、市町村の方が危機感を持ってこの先、5年先、10年先のことを考えたら、ここでこうやらなければという思いがあった上で話し合ってもらわないと意味がありません。今回は対応策の中でも県が市町村ごとの状況を全部調べて、これも公表するというのも入っていますから、県の中で市町村の順位も当然ついてくることになると思いますので、それを含めて市町村に本気になってもらうためにどうするか。これはきちんと考えていきたいと思っています。将来のシミュレーションをしてみて、今後この市町村はどうなるかとか、

これをうまく出せれば議論の材料になると思いますので、これはよく検討させていただきます。

担い手への対面調査。これも担い手の意向を十分踏まえて仕事をしていただくことが大事なので、この対応策の中にもそれを書いてあるつもりなのですが、今までの状況を見ていると、担い手、いろいろなタイプの方がいますが、法人協会だとか、大きい農業者を集めて説明はしたけれども、そこまでというところが随分多いですね。担い手の方々が機構にどういう仕事の仕方をしてほしいとか、そこまで腹を割って話をしてもらって、それを踏まえて機構の仕事の仕方を変えていくということまで行ってもらいたいと思っていますので、今回、そういうつもりで意見交換とかその公表とか書いておりますので、御指摘のことをやらせていただきたいと思います。

農林省のホットラインという話ですが、これは既につくってはいるのです。いろんなパンフレットの一番最後のところに農林省のホットラインのホームページと電話番号も書いてありまして、何かあったらここに電話してくれとなっているのですが、そんなにたくさん今来ている状況ではないので、これはもっと使っていただいて、不満があるところはどんどん教えていただく方が我々もありがたいと思いますので、これはさらにPRをしていきたいと思います。

出し手の補助金のところなのですが、余りPRされていないという話だったのですが、これを前面に出すのがいいのかどうかも実はありまして、これも真剣に取り組んでいただいている機構と話す、補助金目的、補助金をもらうことが目的になってしまうと結果的にうまくいかないという話もあるのです。その地域の農業をどうするかという真面目な議論をもって人・農地プランをつくってもらったり、機構を活用するというのが動き始めて、そのときにこの補助金をうまく使ってやっていくということをしないと、今と同じ状態で補助金をどうやったらうまくもらえるかみたいに考える地域が実は結構ありまして、これだと金を使っても5割から8割に移っていく、あるいは集約化が進むということになりますので、この補助金のところのPRの仕方はよく工夫しながらやっていかなければいけないなと我々は思っております。

西村副大臣からございました民間活用の話は御指摘のとおりなので、これは経済界ともいろんな連携をさせていただいて、本当にリーダーシップをとれる意欲のある方に何人か入っていただいて、機構の仕事が変わるように、ここはいろんな工夫をさせていただきたいと思います。

金丸座長 ありがとうございます。

では、大泉先生、お願いします。

大泉名誉教授 本日は農地中間管理機構について、奥原局長の本気度がうかがい知れて熱意が伝わってきたので、これはうまくいくのではないかなとは思っています。ただ、私も林さんと一緒に、いつどうなるか分からないという不安があって、早く進めてほしいなと思っているのです。今から申し上げることは中間管理機構を進める上でのエールだと思

って聞いておいてもらいたい。

これまで農地の流動化を進めるときには大体2つのルートがあって、1つは農業委員会、市町村が対応するというルートで、これがなかなか今まで政策として難しいものがあった、進んだとか、進まないとかという課題があったわけですね。もう一つは、今、100haくらいの経営が日本にあちこち出てきていますが、これは農家が非常に信頼を置ける人なので、あの人に貸すと自分の農地はよく管理していただけるというので人が集まってきて農地が拡大しているという相対のパターンもあります。この2つのパターンがあるのだと思うのです。この中間管理機構は、後者のシステムではなくて前者のシステムを取り入れて制度化したということですから、例えば10年間の途中で返してもらいたいというニーズに対して、融通性のある対応ができなくなってしまうわけですね。結局、出し手と受け手との間のマッチングがどうなるか分からないという不確定な状況の中に中間管理機構は置かれてしまうわけですね。いわば融通の利かない白紙委任をしなければいけないということになるので、出し手がなかなか出そうとしない、

そこでブレーキがかかるということなのですけれども、実はそれを解きほぐしてマッチングするのが、民間のノウハウだとか、市町村の熱意だとかで、ここに多分ノウハウがいろいろあるのだと思うのです。ここを使っていかないと、先ほど2つルートがあると言ったけれども、100haくらいの経営ができるような相対での流動化のシステムを中間管理機構が取り入れることはなかなかできなくなるのだと思うのです。

だから、そういった意味でも、民間ノウハウや市町村の農業委員会のあり方というのが重要になってくるのだと思うのですが、一方、制度としては、果たして白紙委任してメリットがあるのかどうかという、ここに対する対応をきっちりした制度として作り上げておかなければいけないと思います。アメとムチではないですけれども、中間管理機構に委任した場合は減税で、耕作放棄地になったら増税するという案も1つの案だと思うのですが、それと同時に、農地所有者が耕作できなくなった場合には機構に貸しつけることを地域で合意するというのだけれども、地域で合意してもなかなか出てこないのではないかと私は思っているので、制度としては、フランスはアーリーリタイアメント制度があって、ドイツもそうですけれども、50ha以上の規模の農家が3割から4割くらいいて、彼らが7~8割くらいの農地を耕す状態を作り上げていますね。我が国でもリタイアのときに踏み切り料をつけるとか、それを中間管理機構が利用するとか、様々なことを考えていかなければならないと思っています。今、リタイアしたがつている人は随分多いです。そこを明確にして、日本版のリタイア制度を何とか制度化して、中間管理機構に乗せてこられないかとも思うのです。制度的には少し考えなければいけないところは多いのだらうなという気がするのですが。

農地中間管理機構は、新しい考え方を古い器に盛ったわけだから、その辺の不整合性が色々出てくるのだと思うのです。市町村が頑張ると言っても、では、市町村の誰が頑張るのかと言っても、昔の農業委員会が頑張るのだ、みたいな話になってしまって、そ

こは新しい発想が新しいものとして十分には機能しえない根幹になっているように思われるので、推進委員が農業委員にかわってどのように機能するのかとか、そこに民間のノウハウ、つまり、先ほど言った両者のマッチングをうまくやるノウハウを学ぶ勉強会をやったり、優良事例の普及をしたりというようなことで進めていただければと思うのです。これは、緊急にというか、速やかに取り組むべきだと思います。

以上でございます。

金丸座長 ありがとうございます。

渡邊さん、どうぞ。

渡邊専門委員 私からは2点です。1点目は皆さんからいろんな意見が出ていますけれども、税制についてです。やはり素人的に考えると、耕作の目的に供される土地が農地だと農地法に書いてありますから、耕作していなかったら農地ではないだろうというのが常識だと思うのです。そのところを何とか考えて、耕作放棄地に対して少しディスインセンティブがあって、それが機構に移ってくるとインセンティブになるみたいなシステムを考えていただけると大変ありがたいと思います。

要は市街化区域だと宅地並み課税があって、それが生産緑地認定だとまた農地に戻るとか、決して今まででも農地だから全く全部一緒の税率だったかということそうではないような気がしますので、そこを何とか突破していただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

2点目が、資料3の中で農地情報の電子地図システムについてフェーズ1が完成しましたと簡単に御説明いただいたのですが、まだまだ使い勝手とか問題を残している部分が多いと思いますので、フェーズ1が終わったから終わりではなくて、ぜひフェーズ2を早急に進めて完成に向けて御努力いただけたらと思っております。

以上です。

金丸座長 ありがとうございます。

北村専門委員、お願いします。

北村専門委員 ありがとうございます。

私から、いろいろ意見は今までの先生方からお話があったとおり、私も同感のところがとても多いのですが、この農地中間管理機構の流れ、要は出し手の農家をどういうようにして進めていくかというのが一番大きな問題だろうと思います。スムーズに出し手の農家をやめなさいという話はなかなかできづらい話、言いづらい話なのですが、ただ、私も1点、最近、農地維持支払いとか資源向上支払いとかというような集落の方々の努力に対して補助金を出す制度を活用してみますと、それに私らが関与してまとめるような話をしますと、ほとんどの集落はもう50%以上、今、利用権設定は50%というお話がありましたけれども、そうすると、農家の7~8割は、小さい農家ほど先にやめますから、基本的には農家数の7割ぐらいは農業生産とは関係ない農業者として地域におられるということで、議論するのはなかなか難しい現実はあるのではないかと。

そこで、農地をみんなの財産をどうやって守っていくか、資源をどうやって守っていくかというところでの話し合いの機会には、私は、川掃除などを全員でやったときには、いろいろ若い方々も徹底して大変だなという話をされるのを聞きまして、基本的には集落の方々がどう考えるかという話し合いのところにもう少し力を入れた機構のあり方というのがあった方が、非常に手間暇はかかるとは思いますが、しかし、それを避けていきなり白紙委任状は難しい話だろうと思います。この辺が1つのポイントに現場では感じています。

もう一つは、そこに今現実には担い手として頑張っている方々も、今のありようはばらばらで集約化されていない現状があって、仕事効率も悪いという中で、機構の中に資料3の一番最後に書いてありましたが、分散農地の交換による集約化のニーズの徹底対応ということ私を私は今日この資料を見て、こういうのもあるのだ、よかったなと思いましたが、これを機構の中で徹底的に相談をして、集落の中にも市町村なり相談役が入ってきて話を持ちかける。当然、担い手も話し合いの中に入っていきというように細かいニーズに細かく対応する。非常に面倒くさい話ですけれども、それをしない限りは、なかなか十把一からげでどんとやっても現場では受け入れないところがあって、時間もかかるというような気がしますが、この辺のところにも今後力を入れていただきたいなと思っております。

金丸座長 それでは、奥原さん、何かありますか。

奥原経営局長 大泉先生からございました話の中で、リタイアするときの踏み切り料という話がありましたけれども、これは出し手の補助金として仕組みられているのです。個別の経営体の補助金と地域の補助金と両方ありまして、個別経営体の方がこの際、土地は貸して自分は農業をやめるといとき、1戸当たりの補助金として0.5haない人は30万、0.5と2haの間は50万、2haを超えると70万という、1戸当たりの補助金を用意していますので、これである意味踏み切っていただくという用意はしてございます。

大泉名誉教授 推進委員がそれを使えばいい。

奥原経営局長 ということなのです。もう一つの点が、この農業委員会という話なのですけれども、それが正に今回の農業委員会の法改正もつながってきているわけで、中間機構を本当にうまく動かすためにも、農業委員会の方も体制整備が必要だという発想でやっているわけです。特に、権利移動の許認可をする、多数決で決める委員会の部分と、推進委員の人という別の人を置いて、この人たちは自分の担当区域を決めて、正に自分の担当区域で耕作放棄地が発生しないように点検する。あるいは農地の出物が出たら中間機構を使って担い手のところに流動化させる。これをやらせてもらう人として推進委員を置いていますので、法律が通っても施行が28年4月1日からで、任期が終わったところから順次整備されていきますので、ここをうまく連動させることが必要だと思っております。今回の法律の中でも推進委員と中間機構が連携するということは明確に条文でも書いてありますので、これを動かしていくことが大事だなと思っております。

渡邊先生からありました話ですけれども、市街化区域の話はおっしゃるとおりです。そこはもう宅地に変えていくという前提で農地を見ているので特別の税制がありますが、

それ以外のところは仮に耕作していなければどうなるかという、土地の評価が、場合によっては木がたくさんあれば山林になってしまう、あるいは雑種地になってしまうということもあり得るのです。この評価をすると、農地のときよりも下がるのです。ということもありまして、固定資産税の話は簡単な話では実はないので、担当の総務省等ともよく相談しながら、今度は実現をうまくしていきたいなと思っております。

システムの話は、フェーズ1は使い勝手の問題はまだあると我々も自覚をしておりますので、ユーザーの方々のニーズもきちんと踏まえながら、いろいろ御指導もいただきながら、フェーズ2をできるだけ早く整備していきたいと考えております。

集落のところの取組が北村先生の方からございましたけれども、やはり集落単位でやってもらうためには、農地の多面的な機能のための補助金で皆さん集まったときとかいろいろな機会を捉える必要があると思うのです。特に、出し手の方々はもう担い手ではない方がほとんどなので、土地持ちの非農家の方、細々やっている高齢農家の方とかいろいろいらっしゃいますから、この方々が集まる機会というのをうまくとらえていかなければいけません。そういう意味では集落に対して出ている補助金や何かの会議の場というのは1つの有効なツールだと思いますので、そういう連携もきちんと図りながらこれを進めていきたいと思っております。

担い手の方々が、自分が今使っている土地の利用権を交換するという話も最初から我々言っている話で、制度をつくることから法人経営の方と相当意見交換をする中で、利用権を交換するだけで今分散しているのがまとまった面積になるという話は最初からあるのです。ですから、担い手と機構がきちんと話し合いをすれば、その担い手が中心となっている地域で、非担い手の人を含めて利用権を交換してしまう。自分が食べる米だけをつくっている方は、その地域の中で一番条件のいいところを幾つかの区画に分けて小さくつくっていただくというようにすれば、ある意味安心して移っていただけるということもあるのです。条件がちょっと悪いところはまとまった面積にして担い手が使うという利用権の交換もあり得ますので、ここは利用権の交換の話も積極的に各県には進めていただきたいと思いますし、担い手の方にもこれをやろうよと機構に働きかけてくれということを我々の方からもお願いしているという状況でございます。

本間専門委員 先ほど固定資産税は優遇税制ではないと言われたのですけれども、要するに農地の場合、課税評価額がものすごく低いわけですね。それ自体が優遇税制の一つだと私自身は考えています。

金丸座長 ありがとうございます。

大泉名誉教授 今の話ですけれども、山林にしたら税金が下がるということで、山林にしますか、あるいは耕作しますかという選択を農家に迫っていくということは農水省としてはおやりになるつもりがあるのですか。

奥原経営局長 土地の評価は市町村の税制担当のところやる話なので、要請して変えてもらうということではないのです。ただ、我々としては、税制の話ではなくて、農地の

扱いとしては耕作放棄地になって、木が相当生えていて再生不能だということについては、農地から非農地の方にきちんと入れかえてくれということは農業委員会にお願いしているということがあります。

大泉名誉教授 分かりました。

金丸座長 ありがとうございます。

私からも申し上げたいと思います。

もう皆さんからほぼ意見は出尽くしていると思うのですが、このアンケート結果というか調査結果の9ページの右側の表、ここに、現場で活動する職員の人数とありますね。もちろん、経営体制も問題だと私は思うのですが、奥原局長が、この中間管理機構が不動産屋ではなくてデベロッパーですよとおっしゃっていることは、この表からはなかなか読み取れないです。現場で活動している職員の方もほとんど都道府県、市町村、JAの方で、その他というのが民間の方々を活用するとその他の項目にずらっと現場も並ぶのではないかと思うのですが、ほぼゼロ回答です。ただ、例えば栃木県で25人いらっしゃるの、後でこの25人というのはどんな人なのかというのは知りたいです。

そういう意味では、現場が動かないと土地は動かないということだと私は思っていますので、今、国会に出されている農業委員会であるとか、先ほどの農地利用最適化推進委員とかというのも新しい制度に盛り込まれているのですが、まだ片肺飛行みたいな形で古い法制度の中で農地中間管理機構を先に実行されているということのジレンマみたいなものが私は出ていると思います。今日いただいた資料では、そうは言っても従来の団体がやっておられたような農地の流動性からは10倍ぐらい増えたのだということポジティブに捉えて、今日皆さんからいただいた意見に基づいて軌道修正を速やかにしていただきたい。そういう意味では、7月とか8月とか、9月という、この後の数か月がキーポイントではないのかなと。そこを緩やかに過ごしてしまうと、また後手に回るのではないかと考えていますので、今日出た意見を真摯に受けとめていただいて、また進化をしていただきたいと思います。

今日は皆様からも多く出たのが、いわゆる耕作放棄地といいますが、固定資産税、税の話が各委員から出ました。これまで2年間おやりになられて、壁は厚くて深いのだと思いますけれども、関係省庁とか与党の方々とももう一度タッグを組んで、いい知恵をいただきながら、ぜひ実行していただきたいと思いました。

それでは、今日はお時間になりましたので、最後に、西村副大臣からお言葉を頂戴したいと思います。

ここでプレスが入られる予定でございます。

(報道関係者入室)

西村副大臣 熱心な御議論、ありがとうございました。

今日は規制改革会議と産業競争力会議の実行実現点検会合、それぞれ農業関係の民間議員の皆様にご集まっておきまして、合同の会合ということで熱心な御議論をいただきま

した。

御案内のとおり、日本再興戦略でKPIとして、「今後10年間で農地面積全体の8割が担い手によって利用される」という目標を掲げておりました、その推進の中核的な組織として農地中間管理機構というものをつくり、それを中心に集積・集約化していこうということにしているわけですが、今日いただいた資料でも、目標に対して必ずしも十分に進んでいるわけではなく、各県によってかなりばらつきがあるということでありました。この状況において、農林水産省におかれては、分析をしっかりとされて、アンケート調査もされて、改めて農地中間管理機構の見直し案も提示されたところでもあります。こうした姿勢は私どもとしても非常に評価したいと思いますし、民間の議員からも熱心な取組に前向きな御評価があったところだと思います。正にKPIを設けて、その進捗状況を管理しながら見直していき、そして新しい提案をしていくということで、成長戦略の一つのモデル的なケースだと思っております。

今日の議論でありますけれども、具体的な見直し案として、各都道府県の農地中間管理機構の実績をランクづけして公表することが挙げられました。これはもう既に公表もされておりますし、今後都道府県に対してしっかりと活用を促していくという姿勢で臨まれております。

2つ目に、農地中間管理機構における役員等の業務執行体制を公表して、この機構及び都道府県に対して抜本的な意識改革あるいは役職員等の体制整備を改めて求めるということでもあります。民間企業からの人材の活用も多くの方から言われたところでもあります。

3点目に、実績を上げている県について各般の施策、農水省のさまざまな施策、補助の制度において重点配分等を配慮していくこと。すなわち、優先的な配分等配慮していくことを通じて、農地の集積、集約化をさらに促していく仕組みを構築するということ。市町村に対しても働きかけを強化してもらう。優良事例については横展開も図ってもらうということ。

また、今日、活発な御議論がありましたのは、農地の税制のあり方について引き続き検討を深めていただくということでもあります。

さらに、農地情報公開システムについてはまだ第一段階ということで、使い勝手についても御議論がありましたので、引き続き機能向上を図っていくということ。こういったことについて見直しを図る方向性が議論なされたところでございます。

既にさまざまな支援策は用意されておりますので、それを活用しながら、足りないところをさらに補強していく、見直しをしていくということだと思いますので、ぜひ今日の御議論を踏まえていただいて、年央の規制改革会議の実施計画の策定あるいは再興戦略、成長戦略の改訂においてしっかりと反映をさせていただきたいと思っておりますので、残り6月末を目途に進めておりますので時間がありませんけれども、ぜひ御議論を深めていただいて方向性を出していただければと思います。

今日は活発な御議論、本当にありがとうございました。

金丸座長 それでは、これをもちまして本日の規制改革会議農業ワーキング・グループ、産業競争力会議実行実現点検会合の合同会合を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。